

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者を応援します

黒潮町事業復活支援金

黒潮町では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者の方を支援するため、町独自の事業として、「黒潮町事業復活支援金」事業を実施することとなりました。

対象事業者

次の①から④のいずれにも該当する事業者

① 令和元年以前から事業を行っており、下記のいずれかに該当する事業者

- ・ 町内に住所を有している個人事業者
- ・ 町内で事業所を運営している個人事業者
- ・ 町内に本社または本店を有している中小法人

② 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること

③ ②の影響を受け、

2021年11月から2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月から2021年3月の間の任意の月(基準月)の売上高と比較して、
20%以上30%未満減少していること

④ 町支援金の申請日において継続して事業を営んでいる者で、町支援金の受給後も事業活動を継続する意思があること。

注意：国の事業復活支援金の受給対象者は当事業を申請することはできません。

提出書類

※①～⑤の書類は個人事業者、法人事業者共通

- ①給付申請書 ②誓約書 ③対象月の月間の事業収入が確認できる帳簿等の写し
④申請者名義の振込口座の通帳の写し ⑤本人確認書類(運転免許証など)の写し

◆ 個人事業者… ①～⑤ + (ア)～(ウ)の該当するいずれかの書類

- (ア) 青色申告の者：個人確定申告書第一表の写し及び所得税青色申告決算書の控え
- (イ) 白色申告の者：個人確定申告書第一表の写し
- (ウ) 住民税申告の者：住民税申告書の写し

◆ 法人事業者… ①～⑤ + (1)および(2)

- (1) 法人確定申告書別表1の写し及び法人事業概況説明書の写し
- (2) 申請者の履歴事項全部証明書の写し

裏面に続きます

給付金額

個人事業者:最大20万円 / 中小法人:最大100万円

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※1 1億円以下	年間売上高※1 1億円超5億円	年間売上高※1 5億円超
▲20%~30%	20万円	40万円	60万円	100万円

※1 基準月を含む事業年度の年間売上高

〈算出式〉

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※2の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5 \text{か月分}$$

※2 「2018年11月~2019年3月」、「2019年11月~2020年3月」、「2020年11月~2021年3月」のいずれかの期間

【算出例】〈青色申告の場合〉

~対象月を2022年2月、基準期間を2018年11月~2019年3月とするケース~

- ① 対象月(2022年2月)の月間事業収入が、基準月(2019年2月)の月間事業収入と比べて、20%以上減少しているかを確認

◆基準月...2019年2月: 200,000円 ◆対象月...2022年2月: 150,000円
 → 基準月と比較して25%減少しているため、給付対象となる

- ② 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定

◆基準期間の個人事業収入 - 対象月の個人事業収入 × 5
 → (1,000,000円) - (150,000円) × 5 = 250,000円

給付額
200,000円

年	1月	2月	3月	11月	12月
2018年	-	-	-	200,000	200,000
2019年	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
2020年	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
2021年	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
2022年	200,000	150,000	300,000	-	-

S: 給付額(上限20万円)	200,000 (T ≥ 200,000)
T: 計算額 (= C - B × 5)	250,000
A: 基準月の月間事業収入	200,000
B: 対象月の月間事業収入	150,000
減少率(A → B)	25%
C: 基準月間の事業収入合計	1,000,000

この算出例はあくまで一例です。

提出先

役場 佐賀支所 海洋森林課 商工係 ☎55-3115
 本庁 産業推進室 産業推進係 ☎43-2113

申請期限

令和4年9月30日(金)まで

問い合わせ先

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課 商工係 ☎55-3115